

# 高齢社会に対応した成年後見サポートへの取組み

## －沼津信用金庫の事例から考える信用金庫による地域貢献－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所研究員

岸本 真樹

信金中央金庫 地域・中小企業研究所調査役

小林 泰久

(キーワード) 成年後見、地域連携ネットワーク、新オレンジプラン、後見支援預金、幸齢化社会

(視 点)

日本では人口減少と高齢化が進んでいる。高齢者の増加に伴って、判断能力が十分でない認知症高齢者の数も急増している。これらの人々は、1人で財産を管理したり通常の生活を維持することが難しく、詐欺や悪徳商法等の被害に遭うことも少なくない。今後、その数はますます増加していくものと予想される。

このような事態を受け、「成年後見制度利用促進基本計画」の閣議決定（2017年3月）、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の策定（2015年1月）等、認知症高齢者等が自らの意思を尊重され、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けた指針が行政から示されている。

本稿では、認知症高齢者等が安心して暮らせる地域社会づくりに貢献するため、積極的に成年後見サポートに取り組んでいる信用金庫の事例として、沼津信用金庫が中心となって設立した一般社団法人である「しんきん成年後見サポート沼津」の取組みを紹介する。

(要 旨)

- 静岡県は、全国で初めて信用金庫が後見支援預金の取扱いを開始した地域であり、「静岡モデル」と呼ばれている。その後、後見支援預金の取扱いは、全国に広がっている。
- 沼津信用金庫は、2017年5月に地域の社会福祉法人等とともに(一社)しんきん成年後見サポート沼津を設立し、成年後見サポートに取り組んでいる。
- 事業の柱は、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人等の受任である。案件の主となっている成年後見（法定後見）では、(一社)しんきん成年後見サポート沼津が家庭裁判所から選任を受け、認知症等で判断能力が十分でない被後見人の財産管理や高齢者・障害者等の生活支援活動等を行っている。
- 沼津信用金庫の成年後見サポートは、信用金庫の理念や地域ニーズに沿った活動として、地域から高く評価されている。当金庫の取組みは、認知症高齢者等の増加という日本の地域社会が抱える共通の課題に対して、信用金庫がどのような関わりを持つことができるのかを考える上で、参考になる点が多い。

## はじめに

わが国では、少子高齢化の進展により、65歳以上の高齢者人口（推計）は3,557万人となり、総人口に占める割合は約28%にまで高まっている（総務省統計局『人口推計』、2018年9月15日現在）。今後、人口減少と高齢化がさらに進むことにより、2065年には人口が約3割減少して約8,800万人となり、高齢化率は約40%近くまで高まると推計されている（国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（平成29年推計）〔出生中位（死亡中位）〕推計値）。

高齢化の進展に伴って、認知症高齢者の数も急増しており、近年、大きな社会問題となっている。2012年時点で、認知症高齢者は約460万人（および軽度認知障害の高齢者が約400万人）にもものぼっているとみられている。さらに、判断能力が不十分な人は認知症高齢者だけに限られず、精神障害者（認知症の人を除く。）が約270万人、知的障害者が約80万人いるとみられ、これらをすべて合わせると、全国でおよそ800万人以上と推計されている。これらの人々は、1人で財産管理や通常の生活を維持することが難しく、詐欺や悪徳商法等の被害に遭うことも少なくない。今後、その数はますます増加していくものと予想される。

本稿では、認知症高齢者等が安心して暮らせる地域社会づくりに貢献するために成年後見サポートに取り組んでいる、沼津信用金庫が中心となって設立した一般社団法人である

「しんきん成年後見サポート沼津」の取組みを紹介する。

## 1. 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、精神上的の障害により判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な者について、その判断能力を補い、財産などの権利を擁護するための援助者（後見人）を選定する制度である。判断能力が不十分になる前に本人自らが後見人と支援内容を決める任意後見、判断能力が不十分になった後に本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長等が家庭裁判所へ申し立て家庭裁判所が後見人を選任する法定後見がある。さらに法定後見には、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型がある（**図表1**）。成年後見人は、被後見人に代わって、被後見人のために財産管理と身上監護にかかる法律行為（**図表2**）を行う。また、本人の生活環境に変化があった場合や本人の重要な財産を処分した場合、家庭裁判所からの指示があった場合には、成年後見人は家庭裁判所へ報告する義務を負う。

## 2. 成年後見制度の利用状況

『成年後見関係事件の概況－平成30年1月～12月－』（最高裁判所事務総局家庭局）によれば、2018年12月時点の成年後見制度の利用者数は218,142人（対前年比+3.7%）である。内訳をみると、成年後見が169,583人（同+2.6%）、保佐が35,884人（同+8.8%）、補助が10,064人（同+4.9%）となっており、

図表1 法定後見制度の種類

|                     | 後見                                       | 保佐   | 補助   |
|---------------------|--|--|--|
| 対象となる者              | 判断能力が欠けているのが通常の状態の者                      | 判断能力が著しく不十分な者  | 判断能力が不十分な者   |
| 申立てをすることができる者       | 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等                 |  |  |
| 成年後見人に必ず与えられる権限     | 財産管理・身上監護についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く） | 特定の事項についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く）                           |  |
| 申立てにより成年後見人に与えられる権限 |  | ・特定の事項以外の事項についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く）<br>・特定の法律行為についての代理権 | ・特定の事項の一部についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く）<br>・特定の法律行為についての代理権 |
| 制度を利用した場合の資格等の制限    | 医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失う等              | 医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失う等                                |  |

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表2 成年後見人が被後見人のために行う法律行為

|                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| (1) 財産管理に関する法律行為 | ① 預貯金、有価証券等その他の財産の管理      |
|                  | ② 預貯金口座の開設、預け入れ、払い戻し、解約   |
|                  | ③ 公共料金、介護保険料、国民健康保険料等の支払い |
|                  | ④ 税金の申告                   |
|                  | ⑤ 不動産の管理、処分（家裁の許可が必要）     |
|                  | ⑥ 貸地、貸家の管理（賃料収入管理）        |
|                  | ⑦ 遺産分割、遺産・贈与の受領等          |
| (2) 身上監護に関する法律行為 | ① 入退院の手続き、医療費の支払い         |
|                  | ② 施設入退所契約                 |
|                  | ③ 介護・福祉サービス等の契約           |

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

その他、任意後見が2,611人（同+3.8%）である。男性が約4割、女性が約6割であり、男女とも80歳以上の利用者が最も多い。

申立人については、本人の子（27.2%）が最も多く、市区町村長（19.8%）、本人（14.2%）と続いている。

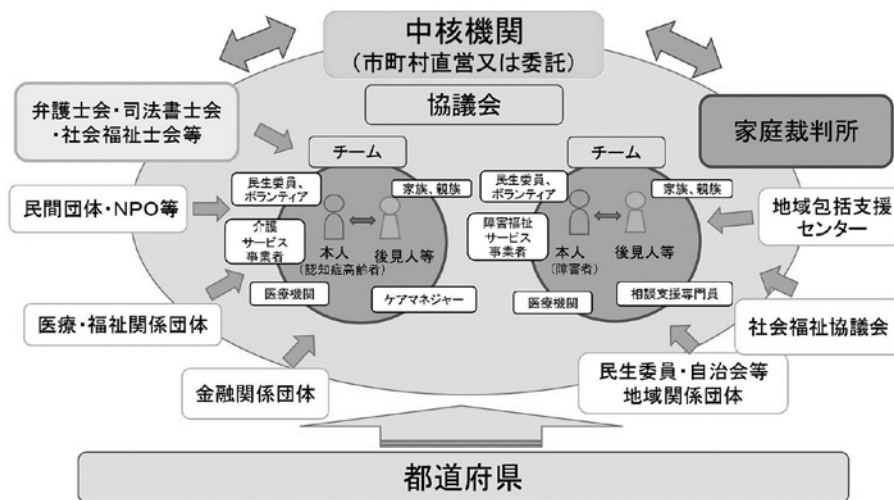
申立ての動機では、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで身上監護となっている。

### 3. 成年後見制度の利用促進にかかる行政による取組み

(1) 「成年後見制度利用促進基本計画」について

2017年3月、「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、認知症高齢者や親族等による成年後見が困難な人の増加に備え、成年後見制度の利用促進を図っていく計画が

図表3 地域連携ネットワークとその中核となる機関



(備考) 厚生労働省資料から引用

示された。この計画は、概ね5年間を念頭に置いたものであり、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和がポイントとなっている。全国どの地域においても成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目指している（図表3）。

(2) 「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」について

厚生労働省は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するために「認知症施策推進5か年計画

（オレンジプラン）」(2012年9月公表) を改め、2015年1月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」<sup>(注1)</sup>を策定している。施策は、以下の7つの柱に沿って進めることとされ、対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025年までである。

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護などの提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデルなどの研究開発およびその成果の普及の推進

(注)1. 団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して厚生労働省が関係府省庁と共同で策定した計画。詳細は以下のリンクを参照願いたい。

[https://www.mhlw.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop1-2\\_3.pdf](https://www.mhlw.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop1-2_3.pdf)

⑦認知症の人やその家族の視点の重視

## 4. 沼津信用金庫の成年後見サポートにかかるとの取り組み

### (1) 背景

静岡県の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は29.1%（2019年4月1日時点）と全国平均（28.1%）を上回っており、沼津信用金庫が本店を構える沼津市の高齢化率は、31.0%と県平均をさらに上回っている。高齢化の進行が想定されていたこともあり、沼津信用金庫では、早くから高齢者向けビジネスに積極的に取り組むべく検討・準備がなされ、後記(3)(4)のような取り組みにつながっている。

### (2) 沼津信用金庫の概要

沼津信用金庫（図表4、図表5。以下「当金庫」という。）は、静岡県東部の4市3町（沼津市・三島市・御殿場市・裾野市・長泉

図表4 沼津信用金庫の概要  
(2019年3月末時点)

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 名 称       | 沼津信用金庫          |
| 設 立       | 1950年4月20日      |
| 本 店 所 在 地 | 静岡県沼津市大手町5-6-16 |
| 理 事 長     | 紅野 正裕           |
| 預 金 金     | 5,300億円         |
| 貸 出 金     | 2,278億円         |
| 店 舗 数     | 30店舗            |
| 役 職 員 数   | 410人            |

(備考) 当金庫ディスクロージャー誌より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表5 沼津信用金庫本店



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

町・清水町・小山町) を営業エリアとしている。豊かな水産資源と大消費地である首都圏に近接している立地を生かした水産業が盛んであり、近年は、医療・健康産業の集積が進み、医薬品や医療機器の生産額は全国1位となっている。

### (3) 後見支援預金について

静岡県内の信用金庫では、全国的に後見人による被後見人の預金の使い込みが社会問題化していることや、「成年後見制度利用促進基本計画」において金融関係団体による地域連携への能動的な対応が求められていることから、家庭裁判所との連携・調整を経て、全国で初めて後見支援預金<sup>(注2)</sup>の取扱いを開始した。後見支援預金は、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用し

(注)2. 類似した制度に「後見制度支援信託」がある。こちらも後見人による本人の財産の横領を防ぐための制度であるが、後見支援預金には、①預入金額の下限がない、②信託開始時のコストや信託報酬のような手数料が発生しない、③専門職後見人の選任が必須ではない、④取扱金融機関が信用金庫や信用組合であり身近にあるため日常的に利用しやすい、等の特徴がある。

ない金銭を後見支援預金口座に預け入れる仕組みであり、後見人が当該普通預金の入出金や口座解約をするためには、家庭裁判所の指示書が必要となる。後見人にとっては財産管理の透明性・保全性を確保するための負担が少なく、裁判所にとっては預金保全の強化が図れ、取扱金融機関にとっては被後見人との取引継続による安定的な預金残高が確保できるというメリットがある（図表6）。

当金庫では、2017年7月から後見支援預金の取扱いを開始し、同年9月には、静岡県内すべての信用金庫が取扱いを開始した。こうした静岡県内の信用金庫の取組みは、地域金融機関の先進事例として、「静岡モデル」と呼ばれている。取扱いを開始した直後から、弁護士等専門職後見人を中心に多くの問い合わせがあり、被後見人の財産保全を図る金融商品を取り扱う金融機関が多様化することを歓迎する声が各界から聞かれ、全国への波及が期待されていた。その後、山梨県、鳥取県、島根県内の信用金庫も取扱いを開始し、

昨年度には、東京都や大阪府の信用金庫でも取扱いが開始されるなど、全国的に拡がりをみせている。

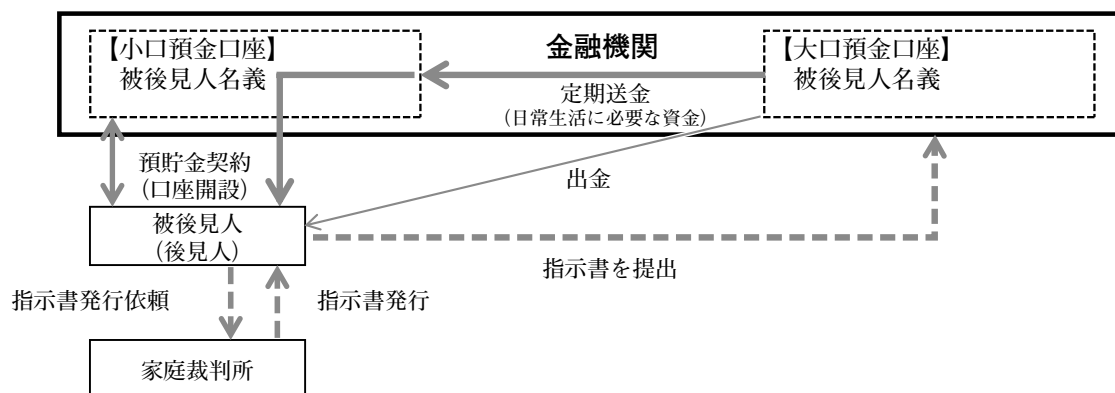
当金庫の2019年6月末時点の後見支援預金の取扱件数・残高は、128件2,655百万円となっており、今後も増加が見込まれている。

#### (4) (一社)しんきん成年後見サポート沼津について

##### イ. 設立経緯

当金庫では、地域社会の高齢化と認知症高齢者等の増加という課題に直面して、早くから成年後見サポートへの関心を高め、法人の設立に向けた検討を行っていた。その根底には、「お客さまの身近で大切なお金を預ってきた信用金庫だからこそ、安心して後見を任せてもらえるのではないか」という紅野理事長の強い思いがあった。2015年1月に(一社)しんきん成年後見サポート<sup>(注3)</sup>(以下「品川サポート」という。)が設立されたため、その翌月に同法人を視

図表6 後見支援預金のスキーム



(備考) 各種資料を元に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)3. 品川区に営業拠点を持つ5つの信用金庫(城南、さわやか、芝、目黒、湘南)が成年後見事業を行うために共同で設立した法人。この法人の設立に続いて、当金庫や花巻信用金庫(岩手県)でも同様のスキームで法人が設立されている。

察し、品川サポートの取組みを参考に  
して、当金庫でも成年後見の受任ができる態  
勢を整備し、2017年5月、地域の社会福祉  
法人等とともに(一社)しんきん成年後見サ  
ポート沼津(以下「当法人」という。)を  
設立した。

なお、沼津信用金庫以外の静岡県東部に  
ある三つの信用金庫(三島・富士・富士  
宮)も賛助会員として当法人の活動に協力  
している。

## ロ. 事業概況

当法人の事業の柱の1つは、成年後見  
人、保佐人、補助人および任意後見人の受  
任である。本年6月時点で、法定後見で16  
件(うち2件は被後見人が既に死去)、任意  
後見で3件の案件を受任している。受任件  
数の目標として、初年度(2017年度)の4  
件から始まり、1年毎に6件ずつ増やして  
2020年度には22件とすることを目指して  
いる。この目標は、品川サポートを参考に  
しており、ここまでは計画を上回るペース  
で受任している。営業店からの紹介案件  
も、少しずつではあるが出始めている。

個別案件の受任の判断は、当法人の理事  
会(当金庫経営陣OBや弁護士等で構成)  
と業務管理委員会(弁護士等、地元の専門  
家で構成)のもと、事務局が主体となっ  
て行っている。当法人の活動趣旨は、あくま  
で地域貢献であるため、受任にあたって当

金庫との取引の有無や被後見人の財産状況  
によって案件を選別するようなことはして  
いない。

品川区では、社会福祉協議会(以下「社  
協」という。)が成年後見において大きな  
役割を果たしており、社協自らが後見人を  
務めることはもとより、市民後見人<sup>(注4)</sup>や  
品川サポートなどの法人の後見監督人を務  
めていることが多くある。これに対し、沼  
津市と三島市の社協が成年後見の取扱いを  
開始したのは2017年、御殿場市の社協に  
おいては2018年度後半といずれも日が浅  
く、後見人としての実務経験を積んでいる  
状況である。今後は社協と後見活動におい  
て連携するようなケースでは、社協は身上  
監護に重きを置き、社協で扱えないような  
複雑な財産管理を要する場合に、金融機関  
が中心となって設立された当法人に任され  
る、といった棲み分けが生じることも想定  
される。

案件の主となっている法定後見では、当  
法人が家庭裁判所から選任を受け、認知症  
等で判断能力が十分でない被後見人の財産  
管理・身上監護等を行う。もう1つの柱は、  
高齢者向けの総合サポートである。高齢者  
の相談を受けていると、成年後見以外にも  
今後の財産管理や遺言書の作成、亡くなっ  
た後の事務処理などにも心配の声が多く寄  
せられる。そうした悩みに対して、当法人  
では任意の財産管理契約、遺言書作成サ

(注)4. 市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた一般市民のうち、家庭裁判所によ  
り成年後見人等として選任された者のこと。

ポート、死後事務委任契約などを受任している。こうしたサポートは、主に独り暮らしの高齢者等に対して、家族に代わって生活等を支援する役割を担っている。

## ハ. 運営体制

当法人は、10名の後見スタッフ（男性5名、女性5名）と10名の事務局の職員で構成されている。10名の後見スタッフは、いずれも当金庫のOB・OGである。当法人の事務局の職員10名は、当金庫の相談センターの職員が兼任しており、案件の受任・管理、家庭裁判所や被後見人（またはその親族等）との連絡、後見スタッフの活動状況の管理等を行っている。

なお、運営体制を整備・拡充するため、当金庫相談センターの職員は、本年4月に4名増員、6月に1名増員され、10名体制となっている（図表7）。

図表7 当金庫相談センターの職員の方々



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

## 二. 後見活動の内容

後見活動は、品川サポートを参考にし、男女ペアの2人1組で行動している。月に

1回は後見支援先を訪問することを自主的なルールとして定め、1回あたりの活動時間は4～5時間程度である。

活動内容については、活動の都度、事務局から後見スタッフへ個別具体的に指示している。金融機関の名義変更や預金の解約、口座間資金移動、公共料金の支払い、生活資金の移動等、後見活動の内容は多岐にわたる。身上監護では、ノウハウを有する専門機関に協力を依頼することもある。後見活動が終了すると、後見スタッフはその日の活動内容を報告書（活動日報）に記載し、事務局で確認している。

事務局では、その報告書（活動日報）を基にして家庭裁判所宛の報告書を作成している。

## ホ. 利用者、後見スタッフ、金庫役職員の反応

### （イ）利用者

認知症など様々な症状を抱える被後見人やその親族などからは、高い評価を得ており、被後見人のなかには「後見スタッフが来る日が今一番楽しみな日である」と感想を漏らすケースもあり、孤独になりがちな高齢者の生活に潤いをもたらしている。

### （ロ）後見スタッフ

現在、後見活動を行っているスタッフ全員が高いモチベーションで活動している。後見スタッフの報酬は時給制なう



え、活動日も限定的であることから、スタッフとして活動に従事するうえでの経済的なメリットは小さく、後見活動を生業とすることは難しいが、地域貢献や被後見人からの感謝などが活動に従事する上でのモチベーションとなっている。一部の後見スタッフのなかには、実生活においても被後見人のことを気に留めるケースがあるなど、親族とも顧客ともいえない独特な関係で被後見人と接している場合もある。

また、後見スタッフとしても、当法人のスタッフとして後見活動に従事するほうが、過剰な負担なく活動に従事できているほか、先輩のノウハウや事務局によるサポート等が後見活動を行う上で大変助かっているとの声が聞かれた。個人として成年後見人を務める場合、一人で様々な事務を行い責任を負わなければならないが、その負担感が緩和されているというのは、後見スタッフにとっても、法人形態であるがゆえのメリットの1つになっている。

#### (ハ) 当金庫役職員

当金庫内においては、「成年後見に強い金庫」との認識が徐々に浸透しつつある。現在、営業店の活動は、後見支援預金の作成等の対応が主となっているが、今後は当法人と連携した総合的な後見サポートの提案まで行うことを目指してい

る。一部の営業店からは、顧客に当法人の活動内容を紹介し、最終的に当法人での案件の受任につながった事案も出始めている。

#### へ. 課題

後見人の報酬は、後見人の業務負荷の程度に関わらず、被後見人の財産状況によって家庭裁判所が決定する。前述したとおり、当法人は、案件を受任するにあたって、当金庫との取引の有無や被後見人の財産状況によって案件を選別することをしていない。相談される案件のなかには、報酬自体を得ることが期待できないケースもあり、現在の法定後見の受任を中心とした運営態勢では、当金庫からの人的・経済的支援が必要となっている。

そのため、当法人単体の持続可能性を担保するためには、任意の財産管理や死後事務委任など法人の収益基盤となるサービスの拡充等を通じた採算性の向上が内部的な課題となっている。ニーズの高いサービスの中に家族信託があるが、スキームの組成や契約書の作成が可能な専門家が地域で不足しているなどの外部的な課題も存在する。

また、当金庫の地区の一部では、事務所から地理的に離れていて十分なサポートが受けられないエリアも存在していることから、後見スタッフを拡充してカバーできるエリアを拡げることも今後の課題になっている。

## ト. 今後の展望

### (イ) サービスの拡充

後見支援については、現在、受任案件の大宗を占めている法定後見制度だけでなく、任意後見制度を推進していきたいとのことであった。前述のとおり、当法人は採算性の確保が課題となっており、今後の収益基盤を作るために、任意の財産管理契約、公正証書遺言作成、遺言執行者の指定、死後事務委任契約などサポート機能を拡充し、適切な手数料収入を得ていくことが重要な課題になっている。

また、金庫本体と連携し、上述のサービスのほか、信用金庫の特性を活かした地域の高齢者の様々なニーズに対応した総合サポートを充実させていくことも必要と考えている。

### (ロ) 地域への広報活動の充実

当法人では、当法人の活動状況を「SKN通信」<sup>(注5)</sup>として発行しており、定期的に地域の社会福祉法人や専門家などにPRしつつ、広報誌やチラシなど各種媒体を活用している。今後は、従来にも増して説明会やセミナーなどの講師も行き、地域全体に対して成年後見制度や当法人の活動をPRしていく予定である。

また、老人会サークル等の小規模の集会にも積極的に参加し、成年後見制度等の啓蒙活動や関連サービスのニーズの把握などを積極的に行っていく。

### (ハ) 「幸齢化社会」の実現に向けて

当金庫では、社協などの福祉関係者や地域の専門家等との連携、成年後見制度の活用等を通じて、高齢者の将来と財産を託す受け皿を当金庫が組織的に整備することを目指している。地域の高齢者が安全かつ安心して年齢を重ねられる「幸齢化社会」の実現に向けて、地域金融機関として貢献していくとともに、高齢化が進む地域における信用金庫としてのビジネスモデルのあり方を模索していく方針である。

## おわりに

沼津信用金庫が行っている成年後見サポートは、信用金庫の理念や地域ニーズに沿った活動として、地域から高く評価されている。当金庫にとっては、人生100年時代におけるOB・OGへの働き甲斐のある就業機会の提供、高齢者に優しい信用金庫としてのブランドの向上や他業態との差別化といった取組意義があり、高齢者総合サポートの充実による新たなビジネスモデルを検討する上で、パイロットという意義も大きい。

わが国では今後、高齢者と認知症高齢者の増加が見込まれている。認知症高齢者等への総合的なサポートへ成長させること等によりバランスの取れた収益基盤を構築することができれば、金庫本体と連携した重要な機能となることも期待される。

今回の取材を通じて、認知症高齢者等の増

(注)5. SKNは「しんきん成年後見サポート沼津」の略称

加という日本の地域社会が抱える共通の課題に対して、真摯に向き合う信用金庫の姿勢を知ることができた。そして、信用金庫にとって避けられないこの課題に対して、「信用金庫自らが積極的に関わって地域に貢献する」という理念の大切さを改めて感じた。当金庫

の行う成年後見サポートは、そうした理念を具現化した1つの姿といえよう。今後も信用金庫の存在意義を発揮していくために、地域のために何ができるかを模索し続けていくことの重要性を感じた。

#### 〈参考文献〉

- ・しんきん成年後見サポート監修『よくわかる！成年後見人のしくみと利用法』（2018年7月、ナツメ社）
- ・『バンクビジネス2017年10月1日号「特集 完全マスター！成年後見人への預金払戻し」』（(株)近代セールス社）
- ・吉原毅「実績上げる“信用金庫発”の成年後見サポートー協同組織金融機関にも管理型信託業務を可能とする規制緩和をー」『週刊金融財政事情2019年6月10日号』（(一社)金融財政事情研究会）
- ・厚生労働省『成年後見制度の現状』（2019年5月）
- ・国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』
- ・総務省統計局『人口推計』
- ・静岡県『高齢者に関する統計データ』（2019年5月）